省　令

○総務省令第五十九号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、有線放送電話規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

有線放送電話規則を廃止する省令

有線放送電話規則（昭和三十二年郵政省令第十七号）は、廃止する。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第六十号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を廃止する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第十六号）は、廃止する。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第六十一号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令

高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第十七号）は、廃止する。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第六十二号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　通則（第四条―第九条）
第三章　協会等
　第一節　通則（第十条）
　第二節　業務（第十一条―第十六条）
　第三節　経営委員会（第十七条―第二十条）
　第四節　受信料等（第二十一条―第二十四条）
　第五節　財務及び会計（第二十五条―第五十五条）
　第六節　雑則（第五十六条―第五十九条）
第四章　基幹放送
　第一節　基幹放送の区分（第六十条）
　第二節　基幹放送事業者
　　第一款　認定等（第六十一条―第八十一条）
　　第二款　業務（第八十二条―第八十六条）
　第三節　外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条）
　第四節　基幹放送局提供事業者（第九十二条―第百一条）
　第五節　基幹放送に用いる電気通信設備
　　第一款　設備の損壊又は故障の対策
　　第一目　通則（第百二条―第百十五条）
　　第二目　地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例（第百十六条―第百二十一条）
　　第三目　衛星基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例（第百二十二条）
　　第四目　移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例（第百二十三条）
　　第二款　設備の報告等（第百二十四条―第百二十七条）
　第六節　外国人等の取得した株式の取扱い（第百二十八条―第百三十二条）
第五章　一般放送
　第一節　登録等
　　第一款　登録一般放送事業者（第百三十三条―第百四十条）
　　第二款　届出一般放送事業者（第百四十一条―第百四十四条）
　　第三款　承継等（第百四十五条・第百四十六条）
　第二節　一般放送に用いる電気通信設備
　　第一款　設備の損壊又は故障の対策
　　第一目　衛星一般放送に係る電気通信設備の技術基準（第百四十七条・第百四十八条）
　　第二目　有線一般放送に係る電気通信設備の技術基準（第百四十九条―第百五十五条）
　　第二款　設備の報告等（第百五十六条―第百五十九条）
　第三節　業務等
　　第一款　再放送（第百六十条―第百六十五条）
　　第二款　裁定（第百六十六条―第百六十八条）
　　第三款　雑則（第百六十九条―第百七十一条）
第六章　有料放送
　第一節　有料放送事業者（第百七十二条―第百七十五条）
　第二節　有料放送管理業務（第百七十六条―第百八十二条）
第七章　認定放送持株会社（第百八十三条―第二百十条）
第八章　放送番組センター（第二百十一条―第二百十三条）
第九章　雑則（第二百十四条―第二百十八条）
附則